

平成 23 年度 第 156 回 教育研究審議会議事要録

日時 平成 24 年 2 月 14 日 (火) 13:30~16:00
場所 北方キャンパス本館 E701 会議室
出席者 近藤学長、岡本副学長、梶原副学長、木原副学長、堀口事務局長、吉田経済学部長、松尾文学部長、山本法学部長、龍国際環境工学部長、漆原基盤教育センター長、横山社会システム研究科長、王マネジメント研究科長、古賀都市政策研究所長、八百図書館長、田部井学生部長、柳井入試広報センター長、隈本情報総合センター長、廣渡評価室副室長、吉川外国語学部教授 (伊藤外国語学部長代理)

- 配布資料
- 1-1 教員採用選考報告書 (国際環境工学部)
 - 1-2 教員採用選考報告書 (国際環境工学部)
 - 2 特任教員の選考について (マネジメント研究科・地域共生教育センター・国際教育交流センター)
 - 3 環境技術研究所長及び副所長の選考について
 - 4 平成 24 年 4 月昇任候補者及び選考委員
 - 5 各種委員会等の委員の選出について
 - 6 人を対象とする研究に関する倫理審査体制の整備について
 - 7 学部規程等の改正について
 - 8 情報総合センター会議
 - 9 東日本大震災に伴う科目等履修生募集 (平成 24 年度) について
 - 10 外国語学部規程改正案の変更について

第 1 号 教員の採用について

* 資料1-1のとおり、国際環境工学部の電気電子工学・情報工学分野担当教員採用人事について、選考委員会から採用候補者 (董青氏) の選考結果の報告がなされ、同報告に基づき採用候補者の採用について提案。

- 資料 2 ページの学歴から判断すれば、教歴対象となる時期が早いのではないか。
- 学歴との整合性がとれるよう修正する。なお、この修正によって、講師とした董氏の資格への影響はない。

【議長】一部資料修正の上、提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】 (異議なし)

* 資料1-2のとおり、国際環境工学部の情報工学・電気電子工学分野担当教員採用人事について、選考委員会から採用候補者 (京地清介氏) の選考結果の報告がなされ、同報告に基づき採用候補者の採用について提案。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】 (異議なし)

第 2 号 特任教員の選考について

* 資料2(p. 1)のとおり、マネジメント研究科のみなし専任教員2名と特任教員11名の選考について提案。

- みなし専任教員2名は、年間6単位以上の科目を担当し、かつ管理運営について責任を担う者として、法令の基準上、専任教員とみなすものであり、雇用期間が5年を超えることになるが引き続き雇用が必要である。また、特任教員については、2名が雇用期間5年を超えることになるが、担当科目の性質上、他に代わる人材がいいため、雇用期間の1年延長を提案する。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】 (異議なし)

* 資料2(p. 2)のとおり、地域共生教育センターの特任教員2名の選考について提案。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

* 資料2(p. 2)のとおり、国際教育交流センターの特任教員1名の選考について提案。

- 第154回教育研究審議会（平成24年1月17日開催）で継続審議となった特命教授の採用について、副専攻プログラム運営会議及び国際教育交流センター会議で再度検討した結果、特任教員として選考を提案する。
- 第154回教育研究審議会では、特命教授としてネイティブスピーカーの採用を提案されたが、地元を中心に20名の学生のインターンシップ先を開拓していくことは容易ではないと考えている。したがって、地元企業に精通し、学生の就職相談にも対応できる実績のある選考候補者を提案する。
- 特命教授が今回は特任教員に変わってしまった。特任教員に変更するにしても、地域共生教育センターの例のように、事前に方針の了承を得た上で、選考を提案するべきではないか。
- 特任教員の選考から提案を行う事例はこれまでもある。
- 特任教員を提案することは、国際教育交流センター会議で承認されていないのではないか。
- 国際教育交流センター会議の中で、副専攻プログラム運営会議はセンターの下部組織ではないので、承認は不要との発言があったと聞いている。
- 特任教員を配置することについて、国際教育交流センターの中で議論がまとまっていないのであれば、本日の教育研究審議会へ特任教員の提案はできない。特命教授から特任教員へと、わずか2週間でなぜ変わるのか理解に苦しむ。何故これほど混乱しているのに話を進めようとするのか。話の進め方が違うだろうと言っている。必ずしこりを残すことになる。
- 2月1日の副専攻プログラム運営会議で特任教員が承認されたとのことだが、何名出席し、会議は成立しているのか。また、担当の事務局はどこなのか。
- 事務局は国際交流係である。正確な人数は今すぐ確認できないが、委員約10名の過半数7～8名は出席しており、会議は成立している。
- 副専攻プログラム運営会議が成立し、特任教員が承認されていたとしても、予算がひっ迫する中で新しい取組を進めようとしているにもかかわらず、選考候補者が適任者である理由が示されていない。キャリアセンターが以前実施したように、事前に学内に向けて推薦依頼をすることも可能ではないか。
- 副専攻プログラムが平成25年度から全学に導入される前に、決めておこうとの発言もあったと聞く。
- 特任教員の選考手続きについては、これまでも各部局の責任において提案されてきた。今回の提案も、国際教育交流センター了承の上で行われているものである。
- なぜインターンシップ開拓先が20人分必要なのか。
- Global Business Courseの募集定員が20人だからである。
- Global Business Courseの学生に就職の世話をを行うのは他の学生にとっては不平等ではないか。
- このコースを志望した学生に就職の展望を示していくことは必要なことである。
- グローバルな企業であれば、英語が話せる人材はいる。
- 私が知る限り、企業に対する授業担当者派遣の依頼やインターンシップ先の開拓等を担える人材として、北九州近辺につながりのあるネイティブスピーカーはいない。
- 副専攻プログラムを軌道に乗せるため、どうしても核になる人材が必要との教育上の判断の上での特任教員の提案である。リーダーの育成の具体的な方策としては、既存の教員によるサポートもあるが、予算の制約のある中でも、強化すべきところは強化したいとの判断である。
- 少数の学生の引き上げについては否定しない。プロセスを問うている。人材を全学に広く呼び掛けてみてはどうか。そのプロセスがあれば、このプログラムをやろうとする気運にもなるのではないか。
- 特命教授が承認されなかった理由を考えてもらいたい。オープン科目センターの件など副専攻の話がきちんと決まらなないと、特命教授の話はだめだと言っている。
- 私が言っているのは、副専攻がどうなっているのか、どこまで決まっているのか。その確認がないとこの話は進められないはずだ。特命教授自体が反対である。同じ理由で特任教員も反対である。
- 予算面等から特命教授の採用には慎重であるとした教育研究審議会の意見を尊重し、副専攻プログ

ラム運営会議に持ち帰り、再度検討した結果での特任教員の提案である。

- 何を言っても通らないのであれば、好きなようにやればよい。これまでの発言は撤回する。決定されたことはやるが、法学部でやらないことは一切やらない。
- 副専攻プログラム運営会議での決定事項を全学的に伝える仕組みについて説明してもらいたい。
- 副専攻プログラム運営会議で議論した重要な事項、または新規事項は、国際教育交流センター長から直接、教育研究審議会で報告する。日常的または定例的な事項は、国際教育交流センター兼任所員を通して各部局に報告する。
- 国際教育交流センターで全てできるのか信用できない。
- 手続き的にノーマルでないと受け止めている。国際教育交流センターでの議論は手続きとして問題はない。特任教員を公募すると時間的な制約もあり、1本釣りする結論もおかしくはない。しかし、その判断理由の説明がないから混乱を招いているのではないか。例えば緊急的なものであるとかが示されれば、たとえ100%適任でなくても、80%でも適任となるのではないか。手続きを元に戻すのではなく、分かり易くしてもらいたい。教育研究審議会でこれまで決まってきたと言われても、情報がある人となない人が分かれているのは、やはり手続きが分かりにくいからではないか。
- 副専攻の運営に関しては、当初、オープン科目センター設置が提案されたが、先行実施となるGlobal Education Programを運営していく組織として副専攻プログラム運営会議を作り、国際教育交流センターに置くことになった。実質運営するのは副専攻プログラム運営会議である。この副専攻プログラム運営会議でどう議論されたのか、手順や過程が見えないということで意見が出ていると思われる。審議過程や手順など副専攻プログラム運営会議と国際教育交流センター会議の関係も含め、再度確認するプロセスを置いた方がよい。
- 以前意見があったように、単位認定などの面で副専攻プログラム運営会議は、基盤教育センターよりも強大な組織となる。例えば、現在の副専攻プログラム運営会議のメンバーでインターンシップにどの位理解があるのか。様々な人材が入った副専攻プログラム運営会議にすることで、透明性が図られるのではないか。どのような議論で提案された選考候補者が適任とされたのか説明することを望む。
- 選考候補者は、就職支援活動を長くやってきている。
- この提案については、副専攻プログラム運営会議に関するプロセスを再確認の上、同運営会議で選考候補者のキャリア等から適任であると判断されたものであることを次回の教育研究審議会で説明してもらいたい。

【議長】 提案について、継続審議としてよろしいか。

【委員全員】 (異議なし)

第3号 環境技術研究所の所長及び副所長の選考について

* 資料3のとおり、環境技術研究所の所長及び副所長2名の選考について提案。

【議長】 提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】 (異議なし)

第4号 昇任選考委員会の設置について

* 資料4のとおり、教授・准教授の昇任候補者及び昇任選考委員会の設置について提案。

- 第154回教育研究審議会(平成24年1月17日開催)で承認された「平成24年4月1日付け昇任人事に関する方針」に基づき、昇任候補者を決定したため、昇任選考委員会を設置する。
- 3月13日の教育研究審議会で、昇任選考委員会からの選考結果報告及び昇任選考を行う。

【議長】 提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】 (異議なし)

第5号 各種委員会等の推薦依頼について

* 資料5のとおり、平成24年度の各種委員会等の委員のうち、部局等からの推薦が必要な委員の選出について提案。

- 学長指名の委員長及び委員については、資料のとおりである。
- それ以外の委員については、各部局において推薦者を選出し、人権・ハラスメント相談員については3月2日（金）までに、その他の委員については3月13日（火）までに総務課へ報告してもらいたい。選出結果については、3月27日（火）の教育研究審議会で提案する。
- 国際教育交流センター会議の兼任所員について、法学部は1名追加したいので対応をお願いしたい。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第6号 人を対象とする研究に関する倫理審査体制の整備について

* 資料6のとおり、人を対象とする研究に関する倫理審査体制の整備について提案。

- 人を対象とする研究における研究倫理検討プロジェクト委員会において、人を対象とする研究に関する倫理審査体制について、審査機関及び関係規程の案がまとまったため提案する。
- 審査機関である倫理審査委員会の委員の中に、人に関する研究を専門とする委員がない場合ほどどのように対応するのか。
- 審査の対象は倫理についてであり、専門の研究内容を判断するものではないので問題はない。
- 必要であれば適切な委員を加えるなど、運用での対応も可能である。
- 倫理審査委員会の審査を書類審査としているが、口頭審査を加えなかった理由はあるのか。
- 審査内容の性質によっては、口頭審査が必要となる場合も想定されるため、関係条項を追加しておく方が良い。
- 委員会規程第9条及び第10条にその旨の条文を規定することとする。

【議長】追加条文は同プロジェクト委員会に委ねることとし、提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第7号 学部規程等の改正について

* 資料7のとおり、学部規程等の一部改正について提案。

- 平成24年度からの授業科目の新設・廃止、専門職大学院認証評価による指摘を是正等のため、文学部規程、社会システム研究科規程、マネジメント研究科規程の一部を改正する。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

報告

- ① 情報総合センター会議委員等について、資料8のとおり報告があった。
- ② 東日本大震災に伴う科目等履修生募集について、資料9のとおり報告があった。
- ③ 外国語学部規程改正案の変更について、資料10のとおり報告があった。
- ④ 次回の審議会を2月28日（火）に開催する予定である旨、報告があった。